

| | |
|--------------------|--------------------------------------|
| Title | 「貞觀政要格式目」の研究 |
| Author | 牧, 英正 |
| Citation | 同和問題研究：大阪市立大学同和問題研究室紀要. 6 卷, p.1-27. |
| Issue Date | 1983-03 |
| ISSN | 0386-0973 |
| Textversion | Publisher |
| Publisher | 大阪市立大学同和問題研究会 |

「貞観政要格式目」の研究

牧 英 正

まえがき

1. 伝本について
2. 内容について
3. 内容について — その2
4. 筆者および成立年代について
5. 三家者について

まえがき

「貞観政要格式目僧官」と題する古書は、管見のかぎり、これまで史料としての価値をあまり認められなかったようである。『仏教大辞彙』、『望月仏教大辞典』も本書をとりあげておらず、『仏書解説大辞典』は書名をあげ文政10年の写本が存在することを記すのみである。僧官に関する記述を主とするものであるにもかかわらず、この点で本書を引用する文献を知らない。同書に言及したのものとしては、ただ一つ、喜田貞吉博士が「書名も変だし、文章も極めて拙く内容も附会極まる埒もないもの」⁽¹⁾と評しておられるのを見出したのみである。同書の内容自体は、所詮、この寸評に尽きると思う。それにもかかわらず、同書がある面で、後世に大きい役割を果し深刻な影響をもったことからすれば、これを無視することはできない。

私が本書に関心をもつにいたったのは、つぎのような事情からであった。⁽²⁾長野県を中心として被差別部落の墓地にひどい差別的な文字を彫りこんだ墓標のあることが、1978年に大々的に新聞に報道された。その後調査が進むにつれて、その分布がさらに広く、多くの仏教宗派がこのような戒名の付与にかかわっていたことが明らかになった。ついで、江戸時代に、このような戒名のつけ方を含む図書が作られていたことが明らかにされた。一は万治3（1660）年板

行にかかる浄土宗の「無縁慈悲集」であり、他は明和年代(1764～71年)に書かれた曹洞宗の「小僧訓」である。「小僧訓」の著者無住道人は、もともと、出家して釈子となったからには法名の位号をその社会的身分や職業によって「色々に書く事は無用」と考えていた。ところが「貞観政要格式目」と題する古書に接してから、従来の考えを一擲し、法名に差別をつけるのが国法であるならばそれにしたがうべきだと変節したのである。

これらのほか、私も、戒名のつけ方を含む江戸初期に成立した仏書がいくつかあることを確かめることができた。⁽³⁾ その一は、やはり浄土宗の「泥洹之道」である。同書の著者良定は弁蓮社袋中と号し、「琉球神道記」ほか多数の著書のある博学の僧で「泥洹之道」は彼が83歳、寛永11(1634)年の著述である。同書は、たしかめられているだけでも明暦2(1655)年、万治元(1658)年、万治2年および刊記のないものとあわせて4度も板行されている。他の一つは真言宗の「福田殖種纂要」である。同書の板行は貞享3(1686)年で、時期的には前者より少しおくれるが、その内容は「仏祖ノ雅訓ヲ採輯シ、先哲ノ遺軌ヲ摺撫」したというから、内容自身はこれより以前に成立した典拠にもとづくものである。

さて、この「福田殖種纂要」は戒名のつけ方に関して「貞観政要格式目」の内容をそのまま引用し、何カ所かに「貞観格式ノ如シ」「委クハ貞観格式ノ如シ」と記しているが、ここにいう「貞観格式」とはいまとりあげようとする「貞観政要格式目」をさしている。前記の「無縁慈悲集」は、書名をあげてはいないが「貞観政要格式目」の内容をそのまま掲載しているし、「泥洹之道」も、同じく書名はあげていないが、「貞観政要格式目」の内容にしたがい、それを前提としていることは明らかである。このような状況からすれば、「貞観政要格式目」の影響をうけた図書を、おそらくは他にも見出し得るものとする。

「福田殖種纂要」は「貞観政要格式目」のことを「貞観格式」と書き、また「小僧訓」は同書を「格式」と記しこれを「国法」とうけとっている。ところが、貞観年間に編纂された格と式は散逸して伝っていないとするのが、今日学界での通説となっている。⁽⁴⁾ もし貞観格および式が何等かの形で伝えられているとすれば、これは重大事といわなければならない。

本稿の目的は、「貞観政要格式目」と題する古書の内容を紹介し、若干の考

察を試みようとするものである。

1. 伝本について

「貞観政要格式目」は、江戸時代の初期、正保2(1645)年以降3度板行されているが、これ以前に作成された写本がいくつか伝えられている。主として『国書総目録』にみちびかれたものであるが、それ以外の知見もあるので、いま知り得た伝本について記しておくことにする。成立の年代順に列挙し、若干の説明を付する。

㊦ 栗田文庫本(室町末写)

故栗田元次博士の旧蔵本である。表紙には「貞観政要格式」と記されている。多くの異体字をまじえた本文は丹念な字で記され、朱がいれてある。奥書がなく、本書の作成年代を推測する手がかりとなる記載はない。『国書総目録』は本写本を「室町末写」と記しているが、本書の旧蔵者の鑑定によるものであろうか。本書の字体、紙質、装幀——私の見ることのできた同書の写本のなかで、本書のみが粘葉装である——などからみて、室町末の写本としても大過はあるまいと考える。一応、最も古い写本としておきたい。ところどころに異本との校合が記入されている。

㊧ 高野山三昧院蔵慶息写本(天文8年写)

高野山図書館所蔵である。奥書に「高野山宝幢院之内細谷之草庵ニテ移之天文八(=1539)年潤六月廿二日、慶息書之、六十歳」とある。やや粗雑な写本で、原本を前記の栗田文庫本に近いものであったとすれば誤写や省略がされているものようである。

㊨ 高野山宝寿院蔵良有写本(永禄10年写)

喜田貞吉博士は、大正10年4月19日、高野山に登り、靈宝館の古書展覧会でこの写本を閲覧された。博士は、本書を見ることができたことをその旅行の「大きな獲物」⁽⁶⁾であったと述べている。同書には、つぎの奥書があったということである。⁽⁶⁾「永禄十(=1567)年九月二十一日、高野山居住之砌書之偏是仏法興隆修学精進故也、願後見之輩無心離散以後可預御廻向者也、遠州相良庄西山寺住侶良有写畢」。私はこの本を実見していない。博士は同書から「三家者、位牌事」の全文を紹介しておられる。⁽⁷⁾

㊹ 京都大学蔵良順房写本（天正7年写）

奥書に「於南山金剛峰寺長老坊御本申請書写畢、天正七（=1579）年八月四日ノ夜半ニ書畢、求法伊賀国之看雄良順房、生年廿六歳」とある。この長老坊とは三昧院のことであるから、㊸の三昧院本と同じ原本を写したのかもしれない。この良順坊写本は㊸栗田文庫本と酷似している。

㊺ 静嘉堂文庫本（慶長15年写）

表紙には題箋のはずれたあとに「貞観政要式目」と記載されている。本文は10行の罫に楷書で記載されている。奥書に「神祇講式ノ作者解脱上人山城国笠置山般若台住侶南都法相宗也、故小納言入道信済孫也、明惠上人ニ従父母也、墨附廿二丁、大宮寺住頼尊房求之畢（花押）」とあり、次頁に「千時慶長拾五（=1610）年六月日畢、料紙之旦那□□太郎左衛門法名道観□等」と記されている。

㊻ 成實堂文庫蔵尊鯨写本（寛永11年写）

表紙に「寛永十一年天桂雲堯筆 貞観政要格式目僧官 天堂如浄禅師指南帳」とあり、後者と合本となっている。徳富蘇峰の旧蔵書で、同じく表紙には蘇峰の字で「珍籍須愛護 蘇峰秘笈」と記されている。前半「貞観政要格式目」の本文のあと「以上畢、右格式異本、雖写之不知正本、見来分任本書也、文字、錯非予分、時寛永十一^甲八月廿日尊鯨写之」と記載がある。

㊼ 神宮文庫蔵深海房快尊写本（寛永16年写）

表紙には「貞観政要格式」とある。本書は最後に「宗論之事」の項をたて、他の写本にはない文を載せている。内容は、嵯峨天皇朝に諸宗（法相・三論・天台・華嚴・真言）の碩徳を召合して法論があり弘法大師が勝ったというのである。奥書に「維時寛永十六（1639）年七月如意日、高野山西院於密蔵院住山之砌書之、筆者深海房快尊」となっている。さらに奥書の後に「禅宗与公家配官之次第」を加えている。なお、本書には「天明四年甲辰八月吉日、奉納皇大神宮林崎文庫、以期不朽、京都勤思堂村井古巖敬義拜」の印がある。

神宮文庫には本書の他に「貞観政要格式全」と題する写本1冊を蔵している。奥書のない美本であるが、内容は後記の板本と全く同じであり、おそらくは刊本を筆写したものと思われる。ここではとりあげない。

㉠ 正保二年板本

末尾に「正保乙酉(=1645)年 仲夏吉日 杉田屋勘兵衛刊行」とある。杉田屋勘兵衛は京都三条東洞院諏訪町にある書肆で、東鑑、太平記、春秋左氏伝ほか手広く出版に当たっている。

㉡ 正保五年板本

東京大学所蔵の同書は表紙に「貞観格式目全」となっている。内容は行数・字数ともに正保2年板と全く異らない。巻末に「正保五(=1648)年 仲春吉旦 中野小左衛門梓刊」とある。正保5年は2月に慶安と改元される。中野小左衛門は京都三条通寺町西入の書肆で物語・歌集等手広く出版に当たっている。

㉢ 刊年不詳板本

東京大学所蔵の同書は表紙の題箋に「貞観格式」とあるが、京都大学所蔵の同じ板本には「貞観政要格式目」となっている。尤も京大本は題箋が新しいから、本文冒頭の文字をとって記したものと思われる。その内容も行数・字数をはじめ前二者と全く変らない。刊記がない。

㉣ 宮内庁書陵部所蔵本

宮内庁書陵部には作成年代不明の写本が1冊ある。内容は行数・字数も全く板本と異らない。ところどころに朱をいれてあるが、板本にしたがって筆写の誤脱を正したものがほとんどであり、板本を筆写したものと考えてよいと思う。目録には「藤原氏宗等奉勅撰云々」と記されているが、同書整理のさいに貞観格式の撰者の名をとったものであろう。同書には奥書その他特別な記載はなにもない。

2. 内容について

「貞観政要格式目」の各種の写本や板本を比較してみると、その間にかかなりの異同がみられる。当初、いくつかの写本を校合すれば原本に近い形を復元できるのではないかと考えたが、既記の諸本をもとにしてこの目的を達することは極めて困難であることを知った。あまりに差違があるからである。栗田文庫本㉠と良順房写本㉡は成立年代が古く、内容は酷似している。しかし、いくつかの所与の写本のなかで、一概に成立年代が古いほど原本に近いとはいえない

であろう。古い写本が原本に忠実であるとは限らないし、またそれ以前に異った系統の原本あるいは写本の存在が考えられるからである。

諸伝本の大きい相違点は、かなり長くまとまった内容の文章がある写本とない写本が存することである。静嘉堂文庫本⑤の「三十位配当」諸板本では「転識三十位配当之次第」と標記するところはほぼ同内容であるが、他の写本にはない。「忌中勤行次第」および「官位職配当」も同様である。寛永16年の神宮文庫所蔵快尊写本④は、前記のように「宗論之事」と標記する文章五頁分を加えている。これは他の諸本にはみられない。

全体の構成をみよう。諸写本のなかでは静嘉堂文庫本が特殊であるので、栗田文庫本①、静嘉堂文庫本⑤と江戸時代の板本⑦⑧⑨を並記し、そのなかから書立てと一つ書を摘記する。この表をみれば明らかなように、三者のなかでは江戸時代の板本が最も詳細にわけている。ここに書かなかったが、成實堂文庫本はさらにこまかく標目をたてている。標目をたてていなくても、同じ内容がある分については（ ）をつけて示した。

| 栗田文庫本 | 静嘉堂文庫本 | 江戸時代板本 |
|---|---|--|
| 僧ノ官位職三公配当 (山寺院有差別) | 僧ノ官位職三公配当 (山寺院有差別) | 僧ノ官位職三公配当 一山寺院有差別 |
| 一法務二人 (禅法事) | (法務二人) (禅法事) | 一法務二人 一禅法事 |
| 一禅宗ノ釈尊ヨリ廿八祖… | (禅宗ノ釈尊ヨリ廿八祖…) | (禅宗ノ釈尊ヨリ廿八祖…) |
| | 三十位配当 (自性位) (受用位) (变化位) (等流位) | 転職三十位配当之次第 一自性位 一受用位 一变化位 一等流位 |
| 禅位転識次第 一自性位 一受用位 一变化位 一等流位 (書状法度) 一聖道家 一禅家 (儿女房方) | 禅位転識次第 | 一禅位転識次第 |
| 一位牌息滅次第 | 位牌息滅次第 | 位牌息滅次第 |

| | | |
|-----------|------------|----------|
| (位牌頭書様) | (位牌頭書様) | 位牌頭書様 |
| 一位牌式目 | 位牌式目 | 一位牌式目 |
| (皇帝位牌書様) | (皇帝位牌書様) | 皇帝位牌書様 |
| (山伏位牌書) | (山伏位牌書) | 山伏位牌書 |
| 神祇内位牌 | (神主社人位牌書) | 神主社人位牌書 |
| (諸大名位牌書) | (諸大名位牌書) | 諸大名位牌書 |
| (禅宗位牌書) | (禅宗位牌書) | 禅宗位牌書 |
| 浄土宗位牌 | 浄土宗事 | 浄土宗位牌書 |
| 念仏時衆位牌 | 念仏時衆 | 念仏時衆位牌 |
| (在家位牌) | (在家位牌) | 在家位牌 |
| (在家入道位牌) | (在家入道牌) | 在家入道牌 |
| (在家女位牌) | (在家女位牌) | 在家女位牌 |
| 日連法華衆位牌 | 日連法華衆 | 日連法華衆位牌 |
| 一孔子曰、仏死云… | (孔子曰 仏死云…) | |
| 三家者位牌事 | 三家者位牌 | 三家者位牌 |
| (余童位牌) | | 御児位牌 |
| | | 喝食位牌 |
| | 忌中勤行次第 | 一忌中勤行之次第 |
| 灵前茶湯次第 | 靈前茶湯次第 | (灵前茶湯次第) |
| | 一書状 | 書状法度 |
| | (聖道家) | (聖道家) |
| | (禅家) | (禅家) |
| | (児女房方) | 一児女房方 |
| | 官位職配当 | 官位職之配当 |
| 貞観政要格式目 | 貞観政要格式目畢 | 貞観政要格式目終 |
| | 童位牌 | |

諸本を比較すると、短い語句や字句にも相違がある。たとえば「禅位転識次第」の冒頭は、栗田文庫本では(原本の訓点は不完全であるが原本にしたがい、読点を補う)天子ハ十禅ノ位也、三台槐門・大明神・東寺山門之僧正ハ九禅位也、此中ニ大唐ニテ達磨円覚大師ト号ル間九禅ノ位ニ可入欵、但日本ニテハ將軍家ノ御教書ノ則ソハ八禅ノ位也、惣シテハ秘密大乘仏心宗トハ真言宗ノ事、慢心倒破仏心宗トハ禅宗也、他心倒破佛心宗(神宮文庫本⊕は「他信宗倒破仏心宗」とする)トハ浄土宗也、禅宗ハ権大乘八禅ノ位也、浄土宗ハ七禅ノ位也、宗ノ外ハ初禅ノ位也、宗外トハ日連衆・念仏衆ヲ指也、とあり、他の諸写本もほぼ同文であるが、板本三種は何れも下記のように変っ

ている。

王位ハ天子 十禪ノ位、三台槐門・大明神・東寺山門ノ大師僧正ハ九禪ノ位也、此ノ中ニ大唐達磨宗ヲ号ス円覚大師ト間タ可入ル九禪ノ位ニ、但シ於テハ日本ノ將軍家ノ院宣御教書ナルカ故ニ八禪ノ位也、慢心宗倒破仏心宗トハ禪宗也、権大乘ハ八禪ノ位也、小乗七禪ノ位也、宗外ハ初禪ノ位也、已下ニ五禪ノ位也、宗外ハ日連衆ト云フ念仏衆時衆也

江戸時代になって板行された本だけがこのようになっているのは、同書を板行するにさいして商品としての配慮から改めたものと思われる。

「禅法ノ事」に当る箇所冒頭は、栗田文庫本では

上代吾朝ニ 禅不渡、故ニ 禅宗配当ハ 貞観等ノ 各式不載也、八宗儀式ハ 大都見リ、禅宗浄土宗配当ハ 無之、況於ニ 宗外ニ 哉、禅法者日本ハ 義空渡之、王臣不皈敬、故ニ 聽テ 皈唐ス、用明天王ノ 朝ニ 聖徳太子依ニ 契約ニ 達磨大師日本ハ 渡リ玉ヘトモ 不帰依、故亦帰唐ス、近代仁王八十二代後鳥羽院ノ 朝ニ 將軍頼朝ノ 代ニ 禅宗来朝ス ……

ところが、静嘉堂文庫本では

上代吾朝ニ 禅法不渡、故禅宗配当ハ 貞観格ニ 不戴セ也、八宗ノ 儀式大都見タリ、禅宗浄土宗配当無也、況於ニ 宗外ニ 哉、禅法ト 者卅五代舒明天皇朝ニ 法相宗禅宗渡之、法相宗参内繁昌ス、禅宗無参内不帰敬也、今不参也、日本義空渡之、君臣不皈敬故唐ス、用明天皇朝ニ 聖徳太子契約ニ 仍 達磨大師日本子 渡玉ヘトモ 不皈依、故ニ 聽テ 皈化ス、近代八十二代後鳥羽院朝ニ 將軍頼朝卿代禅宗皈朝 ……

となっている。この差異は筆写の過程での誤記とはいえないであろう。このような差異は諸写本の間にかなり見出すことができる。なお、全体としていえば静嘉堂文庫本が板本に最も近似しているが、この部分に関していえば、板本では以下のごとくになっている。

上代吾朝ニ 禅法不渡、故ニ 禅宗配当ハ 不戴ニ 貞観格也、八宗ノ 儀式大都見タリ、禅宗浄土宗ノ 儀無之、況 於ニ 宗外ニ 耶、禅法者日本三十二代用明天皇ノ 朝ニ 依ニ 聖徳太子契紘ニ 達磨太師渡リニ 日本ノ 給トモ 不皈依也 故ニ 聽テ 皈唐ス、亦タ 仁王三十五代舒明天王ノ 朝ニ 法相宗禅宗渡レ之、法相宗ハ 参内繁昌ス、禅宗ハ 無ニ 参内ニ 不皈依故ニ 皈唐ス、亦日本ノ 五十二代 嵯峨帝王 義空

禪師渡_レ之給_{トモ} 君臣不_二 皈敬_一 嵯峨_姫計_り 御契約_有之 故_ニ 聽_テ 皈唐_ス、近代八十二
 代帝後鳥羽院ノ 朝_ニ 將軍頼朝ノ 卿ノ 代_ニ 禪宗來朝_ス、
 このような差異は全篇にわたって看取される。

つぎに「貞観政要格式目」の内容の概略を栗田文庫本の順序にしたがって述べてみよう。

最初には「貞観政要格式目_{僧官}」とあって、以下の文章から始まる。「僧ノ官位職三公配当者仁王三十五代舒明天皇ノ 朝始也、右此ノ 格式ト 者、仁王五十代桓武天皇ノ 朝、亦、五十一代平城天皇ノ 朝_殊 撰_テ 改_テ 令崇敬_ト 云々、是偏_ニ 代々ノ 法王親王出家_ニ 成給_フ 故カ 矣、三台槐門トハ 僧正三人、大正権、是_レ 則東寺山門四箇ノ 本寺任之」。これをみれば、本書が貞観格あるいは同式の本文そのものでないことは明らかである。

つづいて本文は「大僧正_ハ 正一位 法印大和尚位大師大徳師範先師」以下、正僧正、権僧正、僧都、三蔵、阿闍梨等について記している。この文中に「僧官配当者、仁王五十一代奈良ノ 帝ノ 格式、貞観六年_{甲申} 二月十六日格之」とある。51代は平城天皇のことであるが、平城朝に僧官に関する格式があったかどうかは詳かではない。管見の限り、そのことを伝える史料は見当らない。貞観6(864)年は56代清和朝になる。貞観6年の格のことは、「類聚三代格」⁽⁸⁾、「三代実録」⁽⁹⁾、「元亨釈書」⁽¹⁰⁾、「初例集」⁽¹¹⁾ 等に見える。これらによれば、同日、真雅の奏により、従来僧位には満位・法師位・大法師位の3階があったが、新たに法橋上人位・法眼和上位・法印大和尚位の3階を設け、法印大和尚位は僧正階、法眼和上位は僧都階、法橋上人位は律師階とすると定められた。僧正・僧都・律師は僧官であり僧綱と呼ばれ、これらの僧官と僧位との相当が定められたのである。

「貞観政要格式目」は、大僧正は一位、正僧正は正二位、権僧正は従二位、僧都四人は三位相当、阿闍梨は四位相当と、僧官の俗位相当について記している。しかし、これは従来知られているいわば素姓の正しい資料の伝えるところと異っている。「釈家官班記」⁽¹²⁾ によれば、龜山院御代弘安8(1285)年に、

「僧正_{可准} 法印 法務 僧都_{可准} 四位_{参議} 殿上人 法眼 律師_{可准} 同五位 諸寺三綱

僧綱、可准地下四位諸大夫、凡僧可准同五位、但如日來五位殿上人不可書上書 威儀師可准五位下北面 從儀師可准同六位」とあり、

また後醍醐院御代建武2(1335)年正月の宣旨で「大僧正^{可准二位大納言} 僧正^{可准二位中納言} 權僧正^{可准三位參議}」と定められたという。「釈家官班記」の伝えるところが正しいとすれば、「貞観政要格式目」の記すところはいかがであらうか。その他、記事は多岐にわたり、些事に及んでいるが、私はその当否を判別する能力をもたないし、また私自身は考証の労をとるつもりはない。

「一 禪法ノ事」と江戸時代の諸板本が標目をたてる部分(栗田文庫本が「禪宗ノ 釈尊ヨリ 廿八祖…」と一つ書をする3頁ほど前のあたりから)は、日本に禪宗が渡来した経過、諸寺疏山は天台の下にあり戒壇院の公事をいたすこと、禪宗が渡来して火葬が始まったことを記し、禪宗、浄土宗、天台宗の始祖に及び、八宗・十宗の名をあげ、時衆と法花衆を宗外とする。

禪位轉識次第の冒頭はさきに引用した。ついで、三台槐門は十識、八省・近衛・大上国は九識、諸衛は八識、諸寮は七識、中国は六識、下国は五識、諸司は四識と位置づける。

「日本国ノ 法王親王ノ 真言・天台ニハ 成玉フ 也、法相・律・俱舍等ノ 時々兼学シ玉フ 也、禪宗・浄土宗ニハ 王孫成玉フ 事無之、武家ニハ 信之、世ノ 雖レ 為ニ 末世ニ 日月不落地、王孫禪宗ニ 成玉フ 事前代未聞ノ 例也」と位置づけ、禪宗内部の職制を述べる。ついで、神祇、官、沙門を自性位、受用位、変化位、等流位の四種に分類する。

成實堂文庫本④が「書状ノ 事」、諸板本が「書状法度」と標目をたてる部分は、いわゆる書札礼である。將軍以下、大名、聖道家、禪家等に用いる形式的語句を示している。前後の内容と異質であり 竄入ではないかと思われる。静嘉堂文庫本⑤や江戸時代の板本は、これを全篇の末尾においている。

位牌息滅次第以降は、全文を次章に引用するのでここには省略する。

最後の灵前茶湯次第には、「太夜点心時ノ 湯茶ト 供スル 也、云々」のあと禪宗に対する誹謗が続く。曰く。「葬礼時忌 幡ニ 竜頭付ル 事ハ 禪宗律ノ 法度ヲ 不知欵、亦ノ 正法破滅ノ 相欵、幡ニ 竜頭ヲ 付ル 事ハ 是レ 禪宗ヲ 天魔宗ト 云時ニハ 偏ニ 仏法・王法調伏ト 見タリ、故如何者、竜王何トハ 仏ノ 成道ノ 時ノ 守護神也、殊ニ 吾朝ノ 神国ニシテ 垂迹ノ 和光ノ 皆地竜神ノ 形ヲ 現シテ 王法・仏法ヲ 守護シ

給フ也、物忌ト云ニ神ハ重服ヲ禁シ玉フ也、梵天四種ノ相承時今ハ竜宮相承ヲ為宗ト也、五々百歳濁悪世中時ハ皆仏法宝法僧法共ニ竜宮世界ニ皈敬也、是葬幡ニ竜頭ヲ付ル事ハ兩法破滅ト見リ、思之真禪法ハ是專ラ末法ト見タリ云々」

3. 内容について — その2

「貞観政要格式目」では、初めの「僧ノ官位職」および以下の「位牌」に関する内容が、量において、それぞれ全体の約3分の1を占め、かつ重要な位置を占めるものと思われる。ことに位牌に関する記事は諸伝本のなかで異同が少なく — 若干の異同といえば、江戸時代の板本がなにほどかの省略をしている程度である — 、そのある部分は江戸時代の初期に仏教諸宗派が作成した儀式に関する図書にそのまま踏襲され、影響するところが大きかった。そこで「位牌息滅次第」以下の位牌に関する記事の全文を引用することにする。

一位牌息滅次第

礼記云、逆修息災祈禱ト云也、祈禱時ハ加様ニ書之、
金上皇帝^{本命}元辰^某現在^某預修冥福寿位ト書也、是ハ祈禱ノ位牌也

十王殿^{日梵天}月梵天^某預修冥福^某福寿位 是ハ逆修ノ位牌也、

亦云、大功德善根^某福寿位

亦云、預修冥福大善根^某法寿位

息災与逆修ノ位牌ヲ半字ニ書、東陵ニ作テ法名ヲ朱書ニスル也、順修死牌ニハ雲頭調字書也、逆修ニハ円頭黄紙書也、木牌ニ押付ル也、死牌ニハ雲頭鋌形作ル也、新之字下ノ位ノ字ニ多ノ習ヒ有リ、葬送前ニハ新ノ字ヲ書テ下ニ位ヲ不書也、亦云、葬送後モ忌中ノ間ハ新ノ字ヲ置ク説モ有リ別紙ニ、但真言天台ニハ不書也、下位之字ニ書ハ逆修ニ替也、死牌ニモ之字ヲ書事アリ、是ハ文武二道達人ニ書也、亦灵字多ノ習ヒ有之、子孫有ル人ニハ靈是ヲ書也、無子孫人ニハ靈是ヲ書也、武家ニハ霽是ヲ書也、下賤ニ灵是也、必書之、亦云孔^ニ瓦^ニ彡^ニ三字ニ付習ヒ有也、死^ニ比^ニ依^ル也、上句ニハ字、中句ニハ瓦字、下句ニハ字也、亦云寅申巳亥日ニハ彡字ヲ書、子午卯酉日ニハ瓦字ヲ書、辰戌丑未ノ日ニハ孔字ヲ書、位ノ字ヲ書事ハ逆修ニハ位如此、順修ニハ位如此、人篇ヲ切テ書也、亦云、示寂・遷寂・円寂・尊寂・首

範ト書テ下ノ位ニ貴灵ト書ハ能化・学頭・智者・上人并ニ東堂・西堂何トニ書也
 円寂・指舎・皈空・皈真・尊師・尊儀ト書テ下ノ位ニ高灵位ト書、灵ハ
 中人以上ノ出家或ハ公卿・大明何トニ書也、皈真・元寂・寂没・逝去・
 没故ト書テ下ノ位ニ覺灵・孝灵・逝灵・官灵ト書ハ是ハ大明・中人ニ至
 マテ書也、円寂・皈真ト書テ覺灵・灵位ト書ハ通用ト見タリ、皈去・皈西・
 物故・帰妙・帰命・皈陵ト書テ灵位・順灵・乃莫ト書ハ是下賤通用ト
 見タリ、没ハ虚也、無也、空也、物ハ亡是ナリ、有ナリ、亦禅定門尼ノ不同ハ
 男女ノ二法也、禅定ハ全ク非ズ 禅家一、十地位ノ違ヲ 智恵一云也、定ハ
 台也、妙ナリ、識也、故ニ金輪ヲ禅定法王ト奉ル申シ、去レハ下賤ニハ 禅
 定トハ不書、只禅門・禅尼ト書也、亦禅定ノ二字ヲ宗ニ配スルトキハ 禅ハ
 々宗、定ハ天台宗也、故ニ引導ハ禅宗ト天台ト二人葬送スル也、禅ハ小
 乘律ニモ配也、亦云戒ニ配ル欤、橋曇弥宗・比丘尼宗ニ大師ト書トハ僻
 事也、大師ノ 々ノ字ハ姉妹ノ字ナル 故ニ姉ト可書也、

一位牌式目

円崩即空陛下禅定法皇^某天靈

円粧崩粧空台下建礼門^某禅定女后宮釵靈

指薨三台槐門皇^某大禅定門朝臣薨灵

掩釵建礼門院^某銀紫禅定尼淑灵

前官相国^某大禅定門兄灵共書也^{以上天子三台槐門畢}前官ト書ハ三台槐門・高野計也

伝統大阿闍梨一品大僧正法印^某大和尚之位

四明天台三部都法大阿闍梨、一品大僧正法印^某大和尚之位

伝燈法務開府儀同大僧正法印^某大和尚之位

以上東寺山門四ヶノ大寺如斯書也

伝燈・伝法・伝授ト書ハ、法印・法眼・法橋ノ位ニ依ル也、亦云、大和尚位・上人位ハ印眼橋ニ随也、亦云、山門伝鎮ト書也、四明三部トハ天台ニ限也、余ノ寺ニハ不云也、前官ハ三台槐門高野計也、

前法務大僧正法印益信大尊者

前官法印大阿闍梨權僧正真然大和尚位

己上西酉 (= 醍醐) ・ 広沢 ・ 高野山如是書也

伝燈大阿闍梨法印大僧都^{某甲}和尚位

右如此書^レ能化 ・ 学頭ニ通用スル也、燈法授之三字能化ニ依ル也、^レ字ヲ頭ニ書テ又下ノ位ニ多習有也、本不生位 ・ 求菩提位 ・ 无明位 ・ 解脱位 ・ 真證位 ・ 頓證位 ・ 自證位 ・ 本覺位 ・ 正覺位 ・ 妙覺位 ・ 円満位 ・ 覺満位 ・ 覺證位 ・ 無相位 ・ 了達位 ・ 涅槃位 ・ 法身位 ・ 頓覺位^{己上十八階也、阿闍梨 ・ 法印 ・ 合云覺灵トナリ}、法眼 ・ 法橋 ・ 大和尚 ・ 小和尚 ・ 上人位 ・ 大徳^レ僧正 ・ 僧都ニ依テ書也、亦清淨梵^濁犯ニ隨テ書之、印眼橋ノ位^レ真言宗任^レトモ之、画師 ・ 仏師 ・ 山伏 ・ 犯僧モ任之、但書様各別也、如參議ノ法式^ノ矣、真言宗^レ官位ノ下ニ法名ヲ書也、犯僧 ・ 山伏^ノ法名ノ下ニ官位ヲ書ク不同也、又画師 ・ 仏師^ノ授領ノ下ニ印眼橋ヲ書テ法名ヲ付也、亦云、大徳ト付^レ戒定恵ノ三学ニ達ル人ヲ書也、律師 ・ 禪師 ・ 法師是ヲ云三学ノ人ト也、是ヲ云大徳ノ人トモ也、以下ノ者ヲ^レ從徳 ・ 小徳 ・ 勸徳ト書也、敢テ山伏 ・ 犯僧ニ不書也、山伏ヲ^レ寄峰^{某甲}僧都法印從徳ト付也、峰灵 ・ 寄峰 ・ 皈峰^ノ同位也、以下ノ犯僧ノ山臥ニ^レ皈峰 ・ 皈去ト書也、皆法名ノ下ニ印眼橋書也、僧都 ・ (阿闍梨) (菩薩) 阿 ・ 并号何^ノトヲ書テモ下ニ從徳ト書テ順灵 ・ 峰灵ト書也、亦云、无官山伏ヲ^レ皈峰法名優婆塞峰灵ト書也、入峰ノ衆ヲ法名從儀師ト書也、

神祇内ノ位牌

薨逝^{某甲}大宮司灵位、是^レ伊勢 ・ 鹿嶋 ・ 香取ノ神主ナトニ書也、皈命社使稷子神子ト書テ下位ニ神灵ト書也、是^レ以下ノ社人ヲ如此書也、皈字^{某甲}皈念^甲注連司巫女神童現子ト書テ下位ニ灵位ト陵位ト灵位書也、女ニ^レ如此書也、

指館^{某甲}道授^授禪定門覺灵、掩粧^{某甲}禪定尼淑灵 是^レ諸大名ニ書也、但シ公家御所ノ官位職ニ上テ^レ如三台槐門ト書也、武家ニ^レ御所モ四五位ナラハ如此書之、小シ替リ有ル也、内官ヲ書テ下ニ道号授号ヲ書テ大禪定門ト書也、居士号ヲ書^レ得道ノ人ニ書也、又女ニ大姉号ヲ書^レ持衣ノ尼ニ書、諸候郷大夫士^レ大都同シ、小シ替リ有ル也、

前往伝燈建長勅謚大覺大禪師

前往伝燈南禪勅謚^{某甲}大和尚位

前住相国伝燈夢窓正覚国師大和尚位

前住永平開山道元通大和尚位

前住惣持^{某甲}道号授号 老和尚位、前住禪興^{某甲}道号授号 老和尚位

以上京鎌倉五山十刹如此書也、諸寺疏山ハ惣持・禪興ノ如ク書之、亦云、何世トモ書也、官位職依テ寺山ニ大多ノ替有也、座元禪師^首禪知子上坐ハ无官ノ僧ニ如是書也、居士号ハ俗羅漢律ノ人ニ書也、庵主ト軒主ト侍吏・禪師侍者記室・禪師ハ書記典蔵・禪師^{蔵師}知賓禪師知客萍子ト替子ト是ハ皆禪家ニ用之、上坐トハ^{コモ}薦僧ヲモ替之、亦云、座等^(ママ)ヲモ上坐ト書也、以下ノ雜等ハ下賤通用ト見タル也

浄土宗位牌

如来妙高坐上^{某甲}蓮者念仏上人位ト書坎、是ハ浄土ノ能下ニ書也

念仏時衆ノ位牌

前住清浄光他阿弥陀仏和尚位ト書ハ藤澤ノ遊行上人代々他阿弥陀仏ト書也、己下ノ時衆ハ在名ヲ^{ソエテ}副何ニ阿弥陀共書也、尼方ハ阿弥陀トモ大姉トモ云也、一遍一向衆トモ云、無导光衆トモ云也、在家ノ位牌ニ飯西・飯陵・松門・栗門・^{ハツ}廣位・灵位ト書也、在家入道ヲハ飯西・司・持衣子トモ書也、女ヲハ飯西・松尼トモ 尼トモ弥尼トモ書テ 位ト書也、亦云、飯西南無阿ミタ仏^{某甲}灵位ト書ク説モ有之云々

日蓮法花衆位牌

飯妙^{某甲}從儀師從徳蓮位 亦云^{亦云、從徳トモ徳乗トモ書也}在家ノ者ヲハ經門・妙尼ト書也

南無妙法蓮花經^{某甲}上人大徳位 是ハ能化ナトニ書ナリ

南無妙法蓮花經^{某甲}徳乗覚灵位 是ハ中人ニ書ク也

南無妙法蓮花經^{某甲}經門蓮位 此ハ在家ノ者ニ書ク也

南無妙法蓮花經^{某甲}妙尼淑灵ト書ハ此ハ在家女ニ書也 己上

一孔子曰ク、仏陀ノ死ヲハ云涅槃ト、祖師・先徳ヲハ云遷化トモ掩色トモ 閉目トモ也、天子ヲハ云崩御・円崩トモ、后ノ宮ヲハ云崩粧トモ円崩トモ、大臣・諸候ヲハ云薨ト、親王・卿大夫ヲハ云卒ト、士ヲハ云隱ト、^ノ 僉

人ヲハ日死、常ニハ日他界、禪家ニハ日円寂トモ云寂滅トモ也、

并三家ノ者ノ位牌事

連寂白馬開墳^某草門^某灵ト書云々、白馬寺ト者、漢ノ明帝永平十一年ニ、
從西天^某摩騰迦・竺法蘭^某ト云聖^リ二人、四十二聖教^小乘十位結斷大乘^負白
馬、震旦ニ来也、其ヲ先ツ接ス鴻臚^三、此内ノ寺ヲ号白馬寺ト、鷄州与
陽州トノ境^ニ也、其後過四百八十二年、日本ノ仁王卅代欽明天王ノ朝明
安元年^{辛酉}渡也、漢土ニ而經^ヲ馬ニ^負テ死ス^処ノ位牌ニ連寂草門ト書也、
此ノ門前ノ鞦韆^{クワン}ヲ連寂負^ク千駄櫃^ヲ、鷄州与陽州ノ間^ク商買^ヲ而、開錢^{クワン}ヲ不
出而、權門ニシテ而通用スル也、其類例ヲ云三ヶノ者^也、藁履^{サウリ}作り^{セキ}・坪
立^{ツルサン}テ・絃^{ツルサン}著等也、日本ニ而^{ハツ}坂ノ者也、夫ト者皮^{ハツ}膚^{トモ}、京九重ニ入^{レハ}
覆面^ヲスル也、是ヲ燕丹ト云也、燕丹国ノ王ニテ坐スカ楚国ノ王ニ追
出サレテ日本幡磨ノ国へ越テ、我ヲ主ニセヨト仰セケレハ日本人物咲ニシテ突
出ス間牛馬ヲ食シテ渡世スル間云尔^也、其ノ末孫不^ル有^テ振舞^ヲ而テ過^ル間
无窮ノ体有也、三ヶ類例ト者渡シ守リ・山守リ・草履作り^ヲ・結筆^ヲ・墨
子^ヲ・傾城^ヲ・癩者^ヲ・伯樂等皆連寂衆ト云也、唐士トモ云、是ヲ云非人ト也、
千駄櫃ノ鞦^{トモ}云也、如斯非人職人法度ノ掟目ハ延喜ノ御門ノ勅定從來^リ
始^ル矣、或問云、余童ノ位牌貞觀之格式ニ不見、如何、答云、極樂寺ニ
有之云々、飯元^某禪童^某幽^某灵^某書之、飯元トモ書也、童男童女ノ不同ハ王子ヲ云
何太子陛下ト也、三公ノ息ヲ云何ニ臣息今童ト、女子ヲハ黄莫幼婦ト云書
掩^{ツク}創童女トモ書也、諸大夫侍ノ子ヲハ男ヲハ禪童子ト禪今兒トモ書也、女
子ヲハ禪今尼ト書也、飯元^某磨^某禪^某患^某童^某幽^某灵^某ト書也、是ハ山寺ノ兒ノ位
牌如此書也、亦云何丸徳乘兒トモ書ク也、禪宗ノ喝食ヲハ飯元^某禪童^某
沙弥^某幽^某灵^某ト書也、亦侍史禪和子トモ書也、上坐トモ書ク、以下ノ沙弥・侍寺
等ハ其儘書之、其中ニ請假頭ハ上也、以上極樂寺ノ聞書如此云云

三家者位牌のあと、童の位牌の冒頭に「童ノ位牌、貞觀格式ニ見ズ」とし、
極樂寺の聞書によったと称している。これによれば位牌式目はあたかも貞觀格
式に依拠したもののごとくである。しかし、後に述べるように、位牌のことが
貞觀の格式にはあり得ない。ただ、この「貞觀政要式目」になんらかの先蹤が
あったかどうかは詳らかではない。

さて、ここには天皇以下、三家者にいたる位牌の雛形と実例をあげ、用語を示し、若干のコメントをつけている。この順序は同書の作成者の貴賤観を反映していることは疑いあるまい。

4. 筆者および成立年代について

「貞観政要格式目」と題する書名自身がはなはだまぎらわしい。この書名は「貞観政要」や「貞観格式」を想起させる。しかし、「貞観政要」は、唐の太宗が群臣と交えた政治論議を呉兢が40篇に類集したものであり、すでに平安時代から知られていたが、その内容はこれまで述べてきた「貞観政要格式目」と何のかかわりもない。

「禪門小僧訓」の著者無住道人は、彼の博学からすれば不可解なことではあるが、「貞観政要格式目」の内容を「貞観格式」であり「国法」であると誤解した。彼の関心は、法名の下位号を社会身分や職業に応じて書きわけることの当否にあった。「貞観政要格式目」には、位牌式目（諸写本）・位牌式法（諸板本）として、それぞれの法名の形式が示されていた。しかし、日本で位牌が始まったのはそう古いことではない。天文元（1532）年に成立した「塵添塚臺鈔」⁽¹³⁾ は、「……位牌ト云事、禪家ニ好用ル儀欵、正道ノ古所ニ無事ト云ヘリ、先代ノ中比ヨリ早ヤアリケルニヤ」として、北条時頼回国の途次難波の浦で宿泊した尼の家で位牌の裏に歌をかきつけた故事を引き、「其ノ比ヨリ、ハヤ位牌ハアリケルト覚ヘタリ」と記している。位牌のことは中国宋代に行なわれ、鎌倉時代以降禅宗によって日本に将来されたとされている。⁽¹⁴⁾ そうだとすれば貞観年間（859～877）の格式に位牌に関する定めがあるはずはない。『貞観政要格式目』には、位牌に関する部分のみならず、僧の官位職や禪位転識次第など全篇にわたって禅宗・浄土宗・時宗・日蓮宗に言及があるが、禅宗以下の諸宗派は鎌倉以降に始まるものである。したがって同書の成立は鎌倉以降でなければならない。

すくなくとも、私がこれまで見ることできた写本や板本には本書の筆者や成立の時期を直接示してくれる記載はなかった。ただ静嘉堂文庫所蔵の写本奥書に「神祇講式ノ作者解脱上人、山城国笠置山般若台住侶、南都法相宗也、故小納言入道信濟孫也、明恵上人ニ従父母也」との記載があった。これをみると

「神祇講式」の作者解脱上人が「貞観政要格式目」の筆者であるとしているように見える。『尊卑分脈』⁽¹⁵⁾によれば、解脱上人は、少納言藤原通憲の孫である。通憲は入道して信西と号し、「本朝世紀」「法曹類林」等の著者であり『尊卑分脈』は彼に「達諸道才人也」と注している。平治の乱に敗れ殺害された。通憲の子は貞憲、従四位下、飛彈掇津守、少納言、権右中弁に歴任したが、平治乱後土佐（「平治物語」によれば隠岐）に配流。貞憲の子貞慶が解脱上人である。『尊卑分脈』は貞慶に「修学碩才名徳人、希有大道者、三昧法徳神変人也」と注している。「神祇講式」と題する文章が『日本大蔵経』中「修験常用集」に収められており、⁽¹⁶⁾ 本地垂迹に関する内容であるが、これが解脱上人の筆になるかどうかは詳かではない。奥書に、明恵上人（高弁）に従父母也とあり、『塵添堪囊鈔』に「明恵上人……六十歳ニシテ寛喜四^千辰（1232）年正月十九日ニ入滅、葉上ニハ卅一貞慶ニハ十八ノ弟、当寺（観勝寺）開山ニハ四十ノ兄也」⁽¹⁷⁾ とあるが、明恵上人と解脱上人が従父兄弟であるとの関係は諸書を調べても出てこない。しかし、いずれにしても解脱上人は久寿2（1155）年生れ、建保元（1213）年に59歳で入滅している。法華宗の開祖日蓮の生誕は貞応元（1222）年、時宗を開いた一遍は延応元（1239）年に生れており、解脱上人が法華宗や時宗について書けるわけがない。

前引の位牌式目のなかには何人かの実在の僧の法名がでてくる。その没年を示すとつぎのとおりである。益信は真言宗京都園城寺の開山、延喜6（906）年滅。弘法大師の甥にあたる真然は寛平3（900）年に滅。大覚大禪師（蘭溪道隆）は鎌倉建長寺の開山で弘安元（1278）年滅。京都天龍寺などを建立した夢窓疎石は正平6＝観応2（1351）年滅。永平寺開山道元は建長5（1253）年の寂滅である。これらの僧の法名が「貞観政要格式目」の原本にあったとすれば、同書の成立は夢窓疎石の死去、すなわち観応2（1351）年以降でなければならない。

さらに（禅法ノ事）に含まれる文中に「其後京五山ヲ建立ス、南禅寺至上也」とある。足利幕府が五山の制を定め南禅寺を「五山之上」としたのは至徳3（1386）年であった。このとき京五山の第一は天竜寺、第二は相国寺、第三は建仁寺、第四は東福寺、第五は万寿寺と定まった。ところが、その後応永8（1401）年には相国寺を第一とし天竜寺と順位が入れ替った。しかし、9年を

経て五山の順位は旧に復し、以来変化はなかった。静嘉堂文庫本⑤、成實堂文庫本⑥および江戸の諸板本には「京五山ト者、南禅寺・相国寺・天竜寺・建仁寺・東福寺 是也」とあり、この相国寺と天竜寺の順位を目安とすることができるとすれば、本書は応永8年から同17年までの間に成立したということになる。

仮に「貞観政要格式目」の成立を、応永8（1401）年から同17（1410）年としても、同書の内容と一応は矛盾するところはないように思われる。ちなみに将軍足利義満はこの間、応永15（1408）年に物故している。

筆者について推論してみる。禅位転職次第では、天子を十禅の位とし、諸宗の中では東寺山門の大僧正のみを九禅の位としてこれに次ぐとしていること「惣シテハ秘密大乘仏心宗トハ真言宗ノ事、慢心倒破仏心宗トハ禅宗也、他心倒破仏心宗トハ浄土宗也」、「日本国ノ法王親王ハ真言・天台ニハ成玉フ也云々」の記事から、筆者は真言宗関係者ではあるまいか。さらに本書の前段には「東寺ハ……弘法御宗論勝利ノ時日本第一ノ寺トシ玉フ、勅定有、人皇五十三代淳和朝也、然間四ケノ頂上ノ寺トハ是東寺也」の文があり、位牌の様態に天子・三台槐門につづいて東寺山門四ケ大寺をあげ、醍醐・廣澤・高野山におよんでいるところからすれば、真言宗で東寺に近い、その文章からみてあまり高い教養をもたない僧になるものではなかろうか。

5. 三家者について

そもそも私がこの「貞観政要格式目」と題する古書に関心をもったのは、近世被差別部落の墓標に彫りこまれたいわゆる差別戒名の根拠を求め、淵源をたどるうちこの本にたどりついたことであつた。この三家者位牌事に関する部分についてはすでに拙稿において考察を行なつた。¹⁰⁾ そのさい述べたことであるが、たしかに同書の文章は杜撰で文意の通じない箇所があるし、明らかに附会の説が見うけられる。来由の説明などはとるに足らない妄説であるとしても、ここにいくつかの職種をあげ、これらを位牌の様式において三家者として一括し、卑賤視する意図はあきらかであり、それなりに当時の卑賤觀念ないしは社会身分を論ずるうえで重要な手がかりを提供するものといわなければならぬ。この考えはいまも変わらない。

いまここに嘗て述べたところを繰返すつもりはないが、必要なかぎりで概略を述べ、その後の知見によってなにほどこかの補論をしておきたい。

まず、三家者とは何かということである。江戸時代の板本は、「三家ノ末孫ノ類例ト者、渡守・山守・草作・筆結・藁履作り一家坪立テ二家絃差ノ墨子・傾城・癩者・伯楽等皆ナ云ニ連寂衆ト、云ニ唐士トモ……」となっていた。このように一家・二家・三家の語をいれて区分をしているものは、管見のかぎり他の写本にはないし、どうもこの区分には合理性を見出し得ないように考えられる。この区分が後世の仮託であり、しかるべき根拠がないとすれば「三家」は音の「サンカ」で考えればよいのかもしれない。

「サンカ」といえば、昭和初期ころまで、漂泊して箕作り等に従事していた「山窩」を想起させる。「山窩」は実は三角寛氏が広めた宛字であった。サンカの研究で学位を得た氏は、その学位論文を要約した『サンカの社会』のなかで、「サンカは三^{さんのかみ}一^{けち}であり、三区別であり、強ひて漢字で書くとすれば、三家である。過去三十年に亘って、三百余篇の著述の中で、山窩の熟語を、故意に社会に押しつけてきた私としては、ここに謹んで、その罪を詫びて、その不正を正しておく」⁽¹⁹⁾と述べている。彼によれば、三区別とは、ミツクリ（箕つくりの系統）の^{かみ}、フキタカ（笛つくりの系統）の^{かみ}、エラギ（遊芸者系統）の^{かみ}の三系統で、それが三^{さんけ}差^{さんのかみ}、三^{さんけ}一^{さんか}、また三家、三家などとも呼ばれたりしたという。彼のサンカに関する論述の資料は、彼のみがサンカと交渉をもって知り得たことといい、傍証は皆無であり、同書の内容に疑問をもつ論者もいる。

その後、私は喜田貞吉博士がサンカ者について言及されていることを知り、また博士がよりどころとされた原典も得ることができた。浄土宗の良定（弁蓮社袋中）が、寛永11（1634）年の著作にかかる「泥洹之道」の位牌に関する叙述のなかに、「三家ノ者ノ位牌事」がある。⁽²⁰⁾この冒頭に「三家ヲ日本ニ云ニ坂者ト、取^レ音ヲ呼^レ訓ニ故也、三家者藁履作り・秤作・弦差也、抑坂ノ者トハ亦云ニ皮膚ト、入^レ京ニ覆面スル也……」（万治2年版）とあるのによって、博士は「坂の者がサンカモノと訛ったとの袋中の説は、最も信用すべきものとして之を祖述して憚らぬ。彼等が本来坂の住民たりしことが忘れられるに及んでは、それが訛りの多いサンカモノと転倒して呼ばれたものと思はれる」⁽²¹⁾と述べている。博士によれば坂の者とは、「もと京都東山の五条坂あたりに居た」

もので「賀茂河原に居た川原者と相對して、屢々其の名が古書に見えているものであった」という。

実は「泥洹之道」は江戸時代になって何度か板行されている。万治元(1658)年吉田庄左衛門板では — 訓にしたがって読み下しで記す — 「三家ヲ日本ニハ坂者ト云フ、音ヲ取訓ニ呼フ故也」、ところが前引の万治2年瀧庄三郎板では「三家ヲ日本ニハ坂者ト云フ、音ヲ取訓ニ呼故也」としている。万治2年板の末尾には「今此本以袋中上人正本書写之、有所誤校合之者失念也、見人用不容在心矣、東暉謹校」とある。両者の違いは坂の者がハンノモノであったかサカノモノであっさかである。万治2年本が袋中上人の正本にしたがったというのであれば、その意味は、漢土(あるいは天竺)で三家というのを日本で坂の者と呼んだということであろうか。ところが諸橋の『大漢和辞典』あるいは中国の『辞海』や『辞源』をみてもそれらしい用例を見出すことができない。もしそうであるとすれば、坂の者のもと三家であるとの説は寺院にかかわりのある者の術学的仮託であるのかもしれない。

いずれにしても、坂の者は清水坂の非人から出た名称であろう。そのことは前稿に述べたところである。三家者位牌事に「……日本ニ而坂ノ者也、夫ト者皮席トモ、京九重ニ入レハ覆面ヲスル也……」とある。京九重に入れば覆面をするというのが、そのときはわからなかったが、喜田博士はこのことにも言及しておられた。貞享元(1684)年の成立であるが黒川道祐の「雍州府志」には清水坂の犬神人は「毎年正月上旬、身着赤布衣、頭戴白布巾、覆頭面纒露両眼



而売紙符於市中、是謂懸想文、云々」と記し⁽²²⁾、寛文12(1672)「曾呂利狂歌咄」は「往昔正月元日の朝より十五日まで、年毎に仮粧書と売けり、其の出立は赤布衣に、袴の裾高く取り、猶それより前には烏帽子を着せりとかや中頃は編笠かぶり、覆面して都の町を売りけり……」⁽²³⁾と記し、馬琴の「俳諧歳事記」に「清水の犬神人赤き布衣を着、白布にて頭面を覆ひ、僅に眼をあらはして紙符を売る」⁽²⁴⁾

とあるという。「七十一番歌合」に出てくる「つるうり(弦売)」は左掲の絵を

あげている。⁽²⁵⁾ 坂の者はこのような覆面をしていたものであろう。

また皮膚は、高野山三昧院本㊦も同字であるが、良順房写本㊧では皮廣とあり、他の諸本はすべて皮膚となっている。諸橋『大漢和辞典』によれば、膚の字はなく、膚字は廟の古字とある。そこで私は前稿において、中国の皮場廟（「皮馬、即皮剥所也」）のことに関連して「蔭涼軒日録」長享2（1488）年8月11日の条に、河原者が河原に膚を築くとあり「燕丹之膚」とある⁽²⁶⁾ ことと関係があるかもしれないと記した。尤も諸写本等を見ると、高野山宝蔵院本㊦、良順房写本㊧は「カワハウ」と仮名をつけ、成實堂文庫本㊨と諸版本は「カワホウ」と仮名をつけている。これらは「カワボウ」と読ませるつもりと思われる。喜田博士は「皮膚は即ち皮坊の宛字で、地方によってはエタを皮坊・カンボウなどと云った所があると同じく、云々」と述べている。⁽²⁷⁾ この説明が当たっているのかもしれない。しかし膚あるいは膚にハウとかホウの訓に不審は残る。後考をまつ。

三家者位牌事の冒頭に示された「連寂白馬開墳^某草門^冥」は、三家者の位牌の雛形を示したものとすべきである。群馬県の墓地（真言宗）のなかで見出された、天明4（1784）年「連寂道雲草門」や天明6（1786）年の「連寂秋道革門^冥位」の墓碑銘はこの雛形に影響されたものであろう。

ところで、前掲の「貞観政要格式目」の文章では、白馬や連寂（連尺あるいは連索）衆とこの位牌の関係がよくわからない。「無縁慈悲集」の著者は、この位牌を「是漢土ニテ於白馬寺白馬之位牌是也」と註をつけている。しかしそうではあるまい。私は「泥洹之道」の理解を穏当だと思う。すなわち、同書は「貞観政要格式目」の意をとってつぎのように述べる。（原文は漢文体であるが訓点にしたがって訓み下し文とする。）「昔後漢ノ世、摩騰・法蘭白馬ニ經像ヲ負セ來ル、其ノ白馬死所ハ雍州陽州ノ境也、即寺ヲ立テ白馬寺ト号ス、寺ノ門前ノ者千馱櫃ヲ負テ彼両國ヲ周行商売ス、寺ノ威ニ誇テ国役ヲ為サズ、茲ニ因リ其徒ニ非ル者多ク居ス、都テ連索衆ト号ス、皆位牌書ニ於テハ同キ者ナリ云々」。この解釈であれば意はわかる。撰摩騰や竺法蘭が漢土に仏教を伝えた事情については、さきに慧皎撰の「高僧伝」や志磐撰の「仏祖統紀」などを引いて考証を試みた⁽²⁸⁾ が、「貞観政要格式目」に記すところとあまりに径庭があり、とりつきようもない。

ところで、この位牌の文字も伝本によって微妙な異同がある。列挙してみよう。

- 連寂白馬開墳^某 草門^レ灵 (栗田文庫本㊟)
- 連寂白馬開墳^某 草門^ト灵 (高野山三昧院本㊟)
- 連寂白馬關墳^某 草門^レ灵 (高野山宝蔵院本㊟)
- 連寂白馬開墳^某 草門^レ灵 (良順房写本㊟)
- 連寂白馬開墳^某 草門^ト灵 (静嘉堂文庫本㊟)
- 連寂白馬関墳^某 草門^ト灵 (成篋堂文庫本㊟)
- 連寂 白馬開墳^某 草門^ト灵 (江戸時代板本)

関連して、江戸初期の仏書に見えるものを掲げておこう

- 連寂白馬開墳^某 草門^ト灵 (「無縁慈悲集」)
- 白馬開墳^{フン}連索^{カク}道怡^革門 灵位 (「泥洹之道」)
- 白馬開墳^{或ソ}連寂^某 革^{カク}門^{女尼} 灵位^或ト^レ灵 (「福田殖種纂要」)

その何れが原形であったかの推論は困難であるが、これらの異同のなかから3点を注意しておこう。

①白馬開墳の開字は、本によって、開、關、開、関、開などとさまざまに書かれている。もとどうであったのか、何れが正しいのか、意味はどうなのか。いまのところこれらの疑問を解明することはできない。②栗田文庫本では明らかに草門となっていたものが、他ではあるいは草、さらには革とある。草は草の字の略体であったのか — 良順房写本㊟は実はどちらにも読めてまぎらわしい —、革であったのか。「泥洹之道」や「福田殖種纂要」は革として「カク」と仮名をつけている。しかし、この点については、年代順の配列をみると、はじめに草とあったものが革に転じてきた形跡を看取しうるように思える。③ト灵(靈)のトは、当初からあったものか、後に付加されたものか。これは、高野山三昧院本㊟や静嘉堂文庫本㊟では小字で書かれていた。トと靈とが同じ大きさの文字で書かれるのは寛永11年の成篋堂文庫本以降のことである。こうしてみると②と③の点は、江戸時代以降にこのように定着した可能性が強い。な

お、トの字は僕字の音通と私は考えている。

「其ノ後四百八十二年ヲ過テ、日本人王卅代欽明天皇ノ朝明安元年^{辛酉} 渡ル也」とある。これは日本への仏教伝来について記したものであるが、伝来の年次の考証はおくとして、前稿において私は「明安」の年号は架空であろうと述べた。しかしこれは私の不明であった。栗田文庫本①のほか高野山宝蔵院本②良順房写本④、神宮文庫本⑤は「明安元年^{辛酉}」としているが、成篋堂文庫本③と江戸時代の諸板本は「明要元年^{辛酉}」とし、高野山三昧院本⑥と静嘉堂文庫本⑦は「明要四年^{辛酉}」としている。慶長9～13(1604～08)年に長崎学林で刊行されたロドリゲス『日本大文典』は、「年号を表示することについて、日本人の間に二つの意見がある。一つはキリシト紀元の522年に、Jenqui(善記)〈註ここでは如是院年代記によっている〉を以て第一の年号が始まるというものであり、今一つは刊本のNenraiqui(年らい記)のようにキリシト記元の701年に始まるDaifo(大宝)を以て初とするものである」⁽²⁹⁾と記している。すなわちこのころ日本では二つの年代記が流布していたことがわかる。「如是院年代記」をみると、欽明天皇の第2年になる辛酉の年は「明要元年」となっている⁽³⁰⁾ところが『古事類苑』所掲の「茅憲漫録」の和邦異年号には「明要」の箇所に「……皇代記作明安……」とある。⁽³¹⁾してみれば、明要も明安の年号も当時行なわれていた年代記として通用したものであった。こうした逸年号は『古事類苑』の解説によれば、多くは僧徒輩の偽作に係るという。⁽³²⁾辛酉の年は明要あるいは明安元年であるから「明要四年^{辛酉}」としたものは誤であろう。仏教伝来の年を辛酉としたのは識緯説の影響をうけたものと思われる。

三家者位牌の文中では、2か所に三家の類例としてさまざまな職種を列挙している。文脈からすれば、初めに挙げるのは漢土の三家者の類例で、後に示するのは日本における類例かのごとくである。これらの例示には、諸本の間には若干の異同がある。

初めに「其類例ヲ三ケノ者ト云也、^{サウリ}薬履作り・^{ツホ}坪立テ・^{ツルサン}絃著等也、日本ニシテハ坂ノ者也、夫トハ^{ヘッ}皮唐トモ、京九重ニ入レハ覆面ヲスル也、其ヲ燕丹ト云也」とある部分は、坪立について静嘉堂文庫本⑦は坪立とし、諸板本は坪立とかき「ハツタテ」と仮名を振っており、神宮文庫本はここを壺焼と記している。

「日本ニ而ハ坂ノ者云々」の箇所では、坂ノ者のあとに続けて、静嘉堂文庫本⑤、成實堂文庫本⑥および諸板本は、「瓦ノ者」の語を加えている。「瓦ノ者」は、いうまでもなく河原の者をいうのであろう。

後にでてくる「三ヶ類例トハ、渡シ守リ、山守リ、草履作り、結筆、墨子、傾城、癩者、伯楽等皆連寂衆ト云也、唐士トモ云、是ヲ非人トモ云也、千駄櫃ノ輩トモ云也」とある部分は、この初め部分を江戸時代の諸板本のみは「三家ノ末孫ノ類例トハ、渡守、云々」と「末孫」の語がある。おそらく意をとって加えたものであろう。また諸板本が名辞の間に、一家、二家、三家の語をいれていることは前記のとおりである。名辞の異同については、草履作りの箇所に静嘉堂文庫本⑤は「革作」としている。諸板本は、筆結と墨子の間に、「藁履作り、坪立テ、絃差」を加えている。唐士の語は、高野山三昧院本⑦、良順房写本⑧、静嘉堂文庫本⑤、神宮文庫本⑨が「唐士」としている。ちなみに、前掲の「泥洹之道」は、唐士と書き「トウジン」と仮名をつけている。諸板本のみは、「……唐士トモ云ヒ、非人トモ云ヒ、職人トモ云フ、千駄櫃ノ輩トモ云也」として職人の語を入れている。

前掲のような文章のなかで、これらの諸名辞を厳密に漢土と日本に区別して考える必要はないであろう。あらためて列挙してみると、職種としては、藁履作り（草履作り）、坪立（壺焼）、絃差、渡守、山守、革作り、筆結、墨子、傾城、癩者（これは職種とはいえないが）、伯楽がある。

これらを総括する名辞としては、坂ノ者（三家者）、瓦ノ者（河原者）、皮窟（皮窟）、燕丹（穢多）、連寂衆（連索衆）、唐士、非人、千駄櫃ノ輩がある。坂者、河原者、穢多、非人は中世の卑賤視された人びととしてよく知られている。連寂衆、千駄櫃ノ輩は、千駄櫃を連索（連尺）で背負い行商に従事した者である。唐士は、前記「泥洹之道」では「唐士^{ジン}」と書かれている。唐士については前稿で言及したので参照されたい。⁽³³⁾ 唐人・傀儡子と連称され、諸国七道を行商した者らしい。

さて、これらの職種を通覧すれば、いわゆる頼朝公御判物弾左衛門支配二十八座が思いおこされるであろう。『徳川禁令考』所引の「法曹後鑑」所掲戊9月29日付弾左衛門書付⁽³⁴⁾や『史籍雜纂』所掲の「弾左衛門由緒書」⁽³⁵⁾の列挙するところと比較すると、坪立、絃差、渡守、山守、筆結、墨子、傾城が共通

する。「弾左衛門由緒書」に見えないのは藁履作り（草履作り）、革作り、癩者、伯楽である。ちなみにいえば「弾左衛門由緒書」に少なからずあげられるところの芸能関係がここでは数えられていない。「弾左衛門由緒書」そのものは古くから考証が行なわれてきたように偽書であるとしても、そこに列挙された職種が中世の賤視観を反映していることは否定し得ないであろう。弾左衛門は「頼朝公御判物」と称する書付によって、彼等に対する支配を主張したのであった。

前記ロドリゲスの『日本大文典』は、数詞の第七の数について述べたなかで「七乞食」の語をあげている。同書の説明によれば「七乞食」とは「日本人が物貰ひと言っているもの、又は、日本で最も下賤な者共として輕蔑されているものの七種類、即ち、猿楽、田楽、ささら説経、青屋、河原の者、革屋、鉢こくり。これらは、劇をするもの、舞を語り、人形を踊らせるものなどである」としている。⁽³⁶⁾ また、前記「泥洹之道」では「三家者」とは「和ニ於テハ五当道・七乞食等」とであると書いている。著者良定が同書を書いた寛永11年には83歳であった。戦国のころの事情には通じていたことであろう。芸能関係は、三家者の類例とされている人びとの一つの側面であったものと考えられるのではなかろうか。

しからば、「貞観政要格式目」が、上記の人びとを卑賤視した理由はどこにあったのか。ここでは、その考察を同書の側の論理のみに限定する。もちろんそれも社会の通念としてこれらの職種の人びとを賤視する基盤があつてのことである。ここでいうのは、それを正当化しようとする論理である。

すでに述べたように、本書は真言宗の東寺の関係者によって作成されたものと推定をした。真言宗の仏書に「福田殖種纂要」と題する八巻がある。⁽³⁷⁾ 板行されたのは貞享3（1686）年であるが、同書は奥書によれば「佛祖之雅訓ヲ採輯シ、先哲之遺軌ヲ捃摭」したものである。巻之八は引導作法部となっており沙門、凡下侍、刀劍殺害、癘瘡、不産死女、について「商賃皮」の引導について記している。「商賃皮」とは、商人・駄賃追・皮剥であり、これらを「三所ノ者」と称し、「師口云、此三重ノ者ノ得度難キコト（第力）善一、云々」という。その引導には「阿責馬背、噉喰血肉之業因」とか「謀詞利潤、蔑如仏陀、偽計ノ重罪」、「馬旅日重荷、叫責馳走、馬口焰」等の文言が用いられている。どの

ような論理であるのか不明であるが「師口云、商人^{大罪}、駄賃追^{中罪}、皮剥^{小罪}」としている。このような考え方の出典や経過については、なお検討を要するけれども、少なくとも中世あるいはそれ以前にさかのぼる伝統的なものとして大過はあるまい。三家者の類例として列挙される職種はこの得度の最も困難とする「商賃皮」にかかわるとされたのであろう。

宗教的イデオロギーは、この時期において、卑賤視さらには卑賤視される社会身分の形成に大きな役割を果たしたことであろう。周知のように、真言宗という平安仏教は貴族にとりいり、彼等の利益のために加持祈禱をこととして発展した。その僧侶たちは支配層である貴族と価値観を共有した。この「貞観政要格式目」と題する書物は、現存する写本をみても、遠江や伊賀など地方の僧に書写されてひろまった。僧侶は当時最高の知識階層であったし、オピニオンリーダーとしての役割を果たしたのである。

仏教と社会身分の関係については、稿を改めて述べるつもりである。

註

- (1) 喜田貞吉博士の批評は、同書の一部である「三家者位牌事」を引用してなされたものではあるが、同書全体についてもいえることである。喜田貞吉「奈良高野和歌山六日の旅」(『民族と歴史』第6巻第5号所収)。
- (2) 以下に述べる経過については、拙稿「差別戒名の系譜——貞観政要格式目について——」(『法学雑誌』第28巻3・4号所収)、「差別戒名を生み出した図書——貞観政要格式目を中心に」(部落解放研究所編『宗教と部落問題』所収)に述べているので、参照されたい。なお、この二つの拙稿の関心は、いわゆる差別戒名の問題に限られていた。
- (3) 前掲「差別戒名を生み出した図書」の補記 187頁以下。
- (4) たとえば瀧川次政郎『日本法制史』99頁、石井良助『日本法制史概説』65頁。
- (5) 喜田貞吉 前掲 713頁。
- (6) 喜田貞吉 「サンカ者の名義について」(『高志路』第5巻第1号所収)。
- (7) 喜田貞吉 「奈良高野和歌山六日の旅」(『民族と歴史』第6巻第5号所収) 713頁。これは前掲「サンカ者の名義について」でも再掲されているが、両者の間に少々異同がある。
- (8) 「類聚三代格」(新訂増補『国史大系』第25巻所収) 122頁。
- (9) 「三代実録」(新訂増補『国史大系』第4巻所収) 131頁。
- (10) 「元享釈書」(新訂増補『国史大系』第31巻所収) 352頁。

- ⑪ 「初例集」(新校『群書類従』第18巻所収) 563頁。
- ⑫ 「釈家官班記」(新校『群書類従』第18巻所収) 592頁。
- ⑬ 「塵添壙囊鈔」第16巻7 (『大日本仏教全書』所収) 388頁。
- ⑭ 跡部直治「位牌」(『仏教考古学講座・墳墓篇』所収 昭和13年) 久保常晴「位牌」(『新版仏教考古学講座』第3巻所収、昭和51年)。
- ⑮ 「尊卑分脈」(新訂増補『国史大系』第59巻 第2篇) 488頁。
- ⑯ 「神祇講式」(『日本大藏経』所収) 313頁以下。
- ⑰ 「塵添壙囊鈔」第1巻5、前掲所収、9頁
- ⑱ 註(2)を参照。
- ⑲ 三角寛『サンカの社会』昭和40年刊、朝日新聞社、33頁。
- ⑳ 良定「泥洹之道」万治2年板、香川大学神原文庫所蔵。
- ㉑ 喜田貞吉「サンカ者名義考 — サンカモノは坂の者 —」(『民族と歴史』第4巻 第3号所収) 141頁。
- ㉒ 黒川道祐「雍州府志」七、土産物下、服器部弓矢『京都叢書』所収 201頁。
- ㉓ 「曾呂利狂歌咄」喜田前掲所引。
- ㉔ 「俳諧歳時記」喜田前掲所引。
- ㉕ 「七十一番歌合」(『群書類従』第503巻所収)。
- ㉖ 「蔭涼軒日録」(『大日本仏教全書』所収) 1317頁。
- ㉗ 喜田貞吉「つるめそ(犬神人)考(下)」(『社会史研究』第9巻第6号所収) 517頁。
- ㉘ 拙稿「差別戒名の系譜」前掲、446—7頁。
- ㉙ 土井忠生訳、ロドリゲス『日本大文典』833頁。
- ㉚ 「如是院年代記」(新校『群書類従』第20巻。251頁)。
- ㉛ 『古事類苑』歳時部 345頁。
- ㉜ 『古事類苑』歳時部 155頁。
- ㉝ 前掲拙稿「差別戒名の系譜」450頁。
- ㉞ 『徳川禁令考』前集第五、創文社版 472頁。3430号。
- ㉟ 「浅草弾左衛門由緒書」『史籍雜纂』第3巻、26頁以下。
- ㊱ ロドリゲス『日本大文典』前掲 806—7頁。
- ㊲ 『福田殖種纂要』大谷大学附属図書館蔵。